

新検査制度に係る保安規定の変更について
(審査会合(令和2年7月20日)における指摘事項に対する回答)

令和2年8月3日

日本原子力研究開発機構

指摘事項の内容とその対応一覧(1/2)

No.	審査会合(令和2年7月20日)における指摘事項	回答
共通-1	<p>「事業者検査の独立性の確保」において、保守担当部署から独立した者が事業者検査を実施する旨が明確でない場合については、その旨が明確となるよう、記載を検討すること。 【試験炉規則第15条第1項第17号、同第2項第18号、廃棄物管理規則第34条第1項第15号、再処理規則第17条第2項第20号、研開炉規則第87条第3項第19号、加工規則第8条第1項第16号】</p>	P.3 参照
共通-2	<p>異状があった場合の措置に関し、非常事態に至る前に運転中の異状として発生する火災に係る措置が明確となっていない場合については、明確にすること。 【試験炉規則第15条第1項第6号、廃棄物管理規則第34条第1項第6号、再処理規則第17条第2項第8号、研開炉規則第87条第3項第16号、加工規則第8条第1項第6号】</p>	P.4 参照
共通-3	<p>管理区域の解除について、運転段階における設備の撤去や、廃止措置段階に応じて恒久的に解除とする場合の記載が明確でない場合については、記載を行うこと。 【試験炉規則第15条第1項第7号、同第2項第8号、廃棄物管理規則第34条第1項第7号、再処理規則第17条第2項第9号、研開炉規則第87条第3項第9号、加工規則第8条第1項第7号】</p>	P.5 参照
共通-4	<p>管理区域から退出する場合等の表面汚染密度の基準が明確でない場合については、明確な基準を定めること。 【試験炉規則第15条第1項第7号、同第2項第8号、廃棄物管理規則第34条第1項第7号、再処理規則第17条第2項第9号、研開炉規則第87条第3項第9号、加工規則第8条第1項第7号】</p>	P.6 参照
共通-5	<p>床・壁等の除染を実施すべき表面汚染密度の基準が明確となっていない場合については、明確な基準を定めること。 【試験炉規則第15条第1項第9号、同第2項第10号、廃棄物管理規則第34条第1項第9号、再処理規則第17条第2項第11号、研開炉規則第87条第3項第11号、加工規則第8条第1項第9号】</p>	P.7 参照

指摘事項の内容とその対応一覧(2/2)

No.	審査会合(令和2年7月6日)における指摘事項	回答
共通-6	管理区域から核燃料物質等の搬出及び運搬をする際に講ずべき措置が明確となっていない場合については、明確な措置を定めること。 【試験炉規則第15条第1項第7号、同第2項第8号、廃棄物管理規則第34条第1項第7号、再処理規則第17条第2項第9号、研開炉規則第87条第3項第9号、加工規則第8条第1項第7号】	P.8 参照
共通-7	緊急事態発生時の措置について、工場等内の見学者、外部研究者等に対する避難指示等が明示されていない場合については、記載を行うこと。 【試験炉規則第15条第1項第14号、同第2項第14号】	P.9 参照
共通-8	設計想定事象等に係る保全に関する措置について、新規制基準適合性確認前の対策について、どのような記載を行うか検討すること。 【試験炉規則第15条第1項第15号、同第2項第15号、廃棄物管理規則第34条第1項第13号、再処理規則第17条第2項第17号、研開炉規則第87条第3項第16号、加工規則第8条第1項第14号】	P.10 参照
共通-9	記録及び報告において、当該事故事象等の事象に準ずる重大な事象について具体的に明記されていない場合には、明確な記載を行うこと。 【試験炉規則第15条第1項第16号、同第2項第16号及び17号、第二種埋設規則第20条第1項第16号、廃棄物管理規則第34条第1項第14号、再処理規則第17条第2項第18号及び第19号、研開炉規則第87条第3項第17号及び18号、加工規則第8条第1項第15号】	P.11 参照
固有-1 (原科研)	緊急事態の発生をもってその後の措置は原子力災害対策特別措置法第7条第1項の原子力事業者防災業務計画によることが記載されていない場合には、記載すること。 【試験炉規則第15条第1項第14号、同第2項第14号】	P.12 参照
固有-2 (原科研)	設計想定事象等に係る措置について、運転が再開したNSRRについては、内部事象(火災)に対する要求事項のうち、可燃物の管理について明確な記載を行うか、下部規定に定める場合にはその旨を明記すること。 【試験炉規則第15条第1項第15号】	P.13 参照



共通-1 審査会合における指摘事項に対する回答(1/11)

「事業者検査の独立性の確保」において、保守担当部署から独立した者が検査を実施する旨が明確でない場合については、その旨が明確となるよう、記載を検討すること。

【試験炉規則第15条第1項第17号、同第2項第18号、廃棄物管理規則第34条第1項第15号、再処理規則第17条第2項第20号、研開炉規則第87条第3項第19号、加工規則第8条第1項第16号】

- 事業者検査の独立性に係る条文において、保守担当部署から独立した者が検査を実施する旨が明確となっていない拠点・施設においては、該当する条文を修正し、「検査対象となる設備等の保守管理に関与しない者が検査を実施する」旨を明確にする。

対象：原科研(炉)、大洗研、核サ研、青森

異状があった場合の措置に関し、非常事態に至る前に運転中の異状として発生する火災に係る措置が明確となっていない場合については、明確にすること。

【試験炉規則第15条第1項第6号、廃棄物管理規則第34条第1項第6号、再処理規則第17条第2項第8号、研開炉規則第87条第3項第16号、加工規則第8条第1項第6号】

- 各施設保安規定において当該火災に係る措置が定められていない場合には、当該措置について追加する。また、火災に係る措置を定めた条文である旨が明確でない場合には、その旨が明確となるよう、記載を修正する。
記載案を下記に示す。

(地震・火災等発生時の措置)

第〇条 〇〇長は、公共放送等により、〇〇村において、震度4以上の地震の発生が確認された場合は、従業員に対して〇〇施設の点検を指示する。従業員はその結果を〇〇長に報告する。

2 〇〇課長は、施設に火災が発生した場合は、消防機関、〇〇部長及び危機管理課長に通報するとともに、早期消火及び延焼の防止に努め、火災鎮火後、施設の損傷の有無を確認しなければならない。

管理区域の解除について、運転段階における設備の撤去や、廃止措置段階に応じて恒久的に解除とする場合の記載が明確でない場合については、記載を行うこと。

【試験炉規則第15条第1項第7号、同第2項第8号、廃棄物管理規則第34条第1項第7号、再処理規則第17条第2項第9号、研開炉規則第87条第3項第9号、加工規則第8条第1項第7号】

- 各施設保安規定の管理区域に係る条文において、管理区域の解除において実施すべき事項が明記されていない場合には、記載を修正する。

記載案を下記に示す。

(管理区域の設定および解除)

第〇〇条 管理区域は、第〇図に示すとおりとする。

2 〇〇長は、管理区域を解除する場合は、法令に定める管理区域に係る値を超えていないことを確認する。

対象:原科研(炉)、大洗研、核サ研、青森、もんじゅ

管理区域から退出する場合等の表面汚染密度の基準が明確でない場合については、明確な基準を定めること。

【試験炉規則第15条第1項第7号、同第2項第8号、廃棄物管理規則第34条第1項第7号、再処理規則第17条第2項第9号、研開炉規則第87条第3項第9号、加工規則第8条第1項第7号】

- 各施設保安規定の管理区域に係る条文において、管理区域から退出する場合の表面汚染密度の基準が明確でない場合には、明確な基準を定め、保安規定で明確にする。なお、下部規定にて明確にする場合には、保安規定上で下部規定の名称を明記する。
記載案を下記に示す。

第〇条 放射線担当課長は、管理区域を退出する者の身体及び身体に着用している物の表面密度が、法令に定める表面密度限度の10分の1を超えないための措置を講じる。

対象：原科研(炉)、大洗研、核サ研、青森

床・壁等の除染を実施すべき表面汚染密度の基準が明確となっていない場合については、明確な基準を定めること。

【試験炉規則第15条第1項第9号、同第2項第10号、廃棄物管理規則第34条第1項第9号、再処理規則第17条第2項第11号、研開炉規則第87条第3項第11号、加工規則第8条第1項第9号】

- 各施設保安規定の放射線管理に係る条文において、床・壁等の除染を実施すべき表面汚染密度の基準が明確となっていない場合には、明確な基準を定め、保安規定で明確にする。なお、下部規定にて明確にする場合には、保安規定上で下部規定の名称を明記する。記載案を下記に示す。

(床、壁等の除染)

第〇条 〇〇施設内各課長は、表面密度が第〇-〇表に掲げる値を超えるような予期しない汚染を床、壁等に発生させた場合又は発見した場合は、汚染拡大防止の応急措置を講じるとともに、放射線管理課長に連絡しなければならない。

2. 放射線管理課長は、汚染状況を確認するとともに、除染が必要となった場合は、汚染の除去又は汚染の拡大防止措置等に関し指導・助言を行わなければならない。

3. 使用施設内各課長は、前項の確認の結果除染が必要となった場合は、汚染の除去又は汚染の拡大防止措置等、放射線防護上の措置を講じなければならない。

第〇-〇表 床、壁等の除染に係る表面密度

区 分	表 面 密 度
α線を放出する放射性物質	4 Bq/cm ²
α線を放出しない放射性物質	40 Bq/cm ²

管理区域から核燃料物質等の搬出及び運搬をする際に講ずべき措置が明確となっていない場合については、明確な措置を定めること。

【試験炉規則第15条第1項第7号、同第2項第8号、廃棄物管理規則第34条第1項第7号、再処理規則第17条第2項第9号、研開炉規則第87条第3項第9号、加工規則第8条第1項第7号】

- 各施設保安規定の搬出・運搬に係る条文において、核燃料物質等の搬出及び運搬をする際に講ずべき事項が明確となっていない場合には、明確な措置を定め、保安規定で明確にする。また、下部規定にて明確にする場合には、保安規定上でその旨を明記する。

記載案を下記に示す。

(管理区域からの搬出及び事業所内運搬に係る措置)

第〇〇条 課長は核燃料物質によって汚染された物(放射性廃棄物を除く。以下この章において同じ)を管理区域から搬出し、事業所内で運搬するときは、次の各号に掲げる措置を講ずるとともに、〇〇課長の同意を得なければならない。

- (1) 運搬機器への積付けは、運搬中において移動し、転倒し、又は転落するおそれがないように行うこと。
- (2) 同一の運搬機器に発火、爆発等の危険性のある物を混載しないこと。
- (3) 核燃料物質によって汚染された物の種類、数量、性状等に応じて容器に封入する等障害防止のための措置を講ずること。
- (4) ……



共通-7 審査会合における指摘事項に対する回答(7/11)

緊急事態発生時の措置について、工場等内の見学者、外部研究者等に対する避難指示等が明示されていない場合については、記載を行うこと。

【試験炉規則第15条第1項第14号、同第2項第14号】

- 各施設保安規定の非常時における措置に係る条文において、避難指示等の対象として見学者、外部研究者等を含むことが明確でない場合には、その旨を明記する。

対象: 共通

設計想定事象等に係る保全に関する措置について、新規制基準適合性確認前の対策について、どのような記載を行うか検討すること。

【試験炉規則第15条第1項第15号、同第2項第15号、廃棄物管理規則第34条第1項第13号、再処理規則第17条第2項第17号、研開炉規則第87条第3項第16号、加工規則第8条第1項第14号】

- 設計想定事象等に係る保全に関する措置については、下記の方針とする。
 - 新規制基準対応中の施設については、適合性確認の進捗に合わせて保全に関する措置を定めることとしている。今後記載を予定している措置については、その旨が保安規定上で明確となるよう、「運転再開時に定める」等の記載を追加する。
 - 廃止措置中の施設については、廃止措置計画において認可を受けた設計想定事象等について、必要な保全に関する措置を下部規定に定め、下部規定において規定する旨が明確となるよう、保安規定の記載を修正する。
 - 廃止措置対象であるが、廃止措置計画認可前の施設においては、設置許可書において許可を受けた設計想定事象等について、必要な保全に関する措置を下部規定に定め、下部規定において規定する旨が明確となるよう、保安規定の記載を修正する。

なお、保全に関する措置の内容については、当該規則条項(試験炉規則第15条第1項第15号等)に係る審査基準を考慮して定める。

記録及び報告において、当該事故事象等の事象に準ずる重大な事象について具体的に明記されていない場合には、明確な記載を行うこと。

【試験炉規則第15条第1項第16号、同第2項第16号及び17号、第二種埋設規則第20条第1項第16号、廃棄物管理規則第34条第1項第14号、再処理規則第17条第2項第18号及び第19号、研開炉規則第87条第3項第17号及び18号、加工規則第8条第1項第15号】

- 当該事故事象等の事象に準ずる重大な事象が保安規定上で明確でない場合には、各施設保安規定に記載を追加する。また、下部規定にて明確にする場合には、保安規定上でその旨を明記する。なお、再処理施設については、具体的な事象について現在審査中のため、重大事故等に係る廃止措置計画の変更の際に記載を追加する。

対象:原科研(炉)、大洗研、核サ研、青森



固有-1 審査会合における指摘事項に対する回答(10/11)

緊急事態の発生をもってその後の措置は原子力災害対策特別措置法第7条第1項の原子力事業者防災業務計画によることが記載されていない場合には、記載すること。

【試験炉規則第15条第1項第14号、同第2項第14号】

- 原子力科学研究所原子炉施設保安規定において、緊急事態の発生をもってその後の措置は原子力災害対策特別措置法第7条第1項の原子力事業者防災業務計画によることが記載されていないため、その旨の記載を追加する。

設計想定事象等に係る措置について、運転が再開したNSRRについては、内部事象(火災)に対する要求事項のうち、可燃物の管理について明確な記載を行うか、下部規定に定める場合にはその旨を明記すること。

【試験炉規則第15条第1項第15号】

- NSRRにおける可燃物の管理については、下部規定において規定することとしているが、原子力科学研究所原子炉施設保安規定第7編(NSRRの管理)においてその旨が明確となっていないため、下部規定において規定する旨が明確となるよう、保安規定の記載を修正する。